

●●●●の開催に伴う  
火災予防業務計画（例）

平成●●年●月●日 ●●●●●●●●

●●●●は、札幌市火災予防条例（以下「条例」という。）第63条の3に基づき、「指定催し」として指定された。このことから、●●●●について、以下のとおり火災予防業務計画を策定するものとする。

## 第1 目的

この計画は、条例第63条の4に基づき「指定催し」として指定された●●●●における防火管理について、当該指定催しの主催者、関係者、露店等の関係者が火災等の災害を予防するために実施すべきこと、万が一火災等が発生した際に実施すべきことに係る必要事項を定めることにより、当該指定催しの防火安全性に万全を期し、来場者等が安全に、かつ、安心して当該指定催しを楽しんでもらうことを目的とする。

## 第2 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 本催しの主催者
- (2) 本催しの運営に関係する全ての者
- (3) 本催しに出店する露店等（対象火気器具等の使用の有無を問わない。）の関係者

## 第3 主催者、防火担当者及び露店等の関係者の責務

### 1 主催者の責務

- (1) 主催者は、●●●●の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 主催者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火担当者として選任し、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、当該計画に基づく防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 主催者は、対象火気器具等を使用する露店等と別の対象火気器具等を使用する露店等の配置の間隔、客席を設ける場合の当該客席と対象火気器具等を使用する露店等、危険物品、火を使用する器具等との間隔について、火災等が発生した際を考慮し、適正な配置を行わなければならない。
- (4) 主催者は、対象火気器具等を使用する露店等が準備する消火器の不備欠陥が発見された場合は、直ちに是正する。
- (5) 主催者は、防火担当者が火災予防業務計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

### 2 防火担当者の責務

防火担当者は、本計画の作成及び当該計画に基づく防火管理業務の執行に係る全ての権限を持って、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 火災予防業務計画の作成及び変更
- (2) 対象火気器具等を使用する露店等の配置位置の把握  
⇒ 対象火気器具等を使用する露店等の配置については、「●●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】参照
- (3) 対象火気器具等を使用する露店等が取り扱う危険物品の把握
- (4) 露店等が設置する対象火気器具等、ガスボンベの転倒防止措置等に係る指導
- (5) 対象火気器具等を使用する露店等に設置する消火器の位置及び内容（消火器の種類・製造年月日）の把握及び不備・欠陥がある場合の是正指導  
⇒ 消火器の設置位置については、「●●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】参照
- (6) 消火器の使用方法の確認及び露店等の関係者に対する指導
- (7) 初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡、来場者の避難誘導などの要領確認・訓練の実施
- (8) 対象火気器具等を使用する露店等以外の場所で火災が発生した場合における消火の準備
- (9) 露店等の関係者が行う「対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票」（【別紙2】参照。以下「自己点検チェックシート」という。）に基づく自己点検の実施状況の把握及び自己点検を実施していない露店等に対する実施の促進  
⇒ 露店等の関係者が行う防火安全自己点検については、自己点検チェックシート【別紙2】参照
- (10) 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示するよう、対象火気器具等を使用する露店等に対する実施の促進
- (11) 火災が発生した場合において、火災が発生した露店等の関係者と協力した初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡及び来場者の避難誘導等本計画に基づく対応  
⇒ 火災が発生した場合における来場者の避難誘導の経路は、「●●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】参照
- (12) 防火管理業務に係る主催者への提案・報告
- (13) ごみは、指定された時間に指定された場所へ出すことなどについて、露店等の関係者に十分周知し、実施させることによる放火防止対策の推進
- (14) その他防火管理業務を実施するために必要な事項

### 3 露店等の関係者の責務

露店等の関係者は、本計画の内容を十分に理解した上で、自らが管理する露店等の防火安全対策に責任を持って、次の業務を行う。

- (1) 対象火気器具等の使用方法等の確認
- (2) 取り扱う危険物品の内容確認
- (3) 対象火気器具等、ガスボンベ等の転倒防止措置
- (4) 対象火気器具等を使用する場合における消火器の準備

- (5) 消火器の内容（消火器の種類・製造年月日）確認及び不備・欠陥がある場合の是正
- (6) 消火器の使用方法の確認
- (7) 初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡、来場者の避難誘導などの要領確認・訓練の実施
- (8) 対象火気器具等を使用する露店等の関係者が行う自己点検チェックシートに基づく自己点検の実施
- (9) 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示
- (10) 火災が発生した場合における初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡及び来場者の避難誘導等本計画に基づく対応
- (11) 露店等の周囲の整理整頓、ごみは指定された時間に指定された場所へ出す等による放火防止対策の推進
- (12) その他防火安全対策を推進するために必要な事項

## 第4 火災予防の措置

### 1 火気等の使用制限等

防火担当者は、催し会場内における喫煙及び対象火気器具等を含めた火気等の使用の制限を行うとともに、具体的な使用場所を指定するものとする。

### 2 火気等の使用時の順守事項

対象火気器具等を使用する露店等の関係者その他火気等を使用する者は、以下に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具は、指定場所以外では使用しないこと。
- (2) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具は、事前に点検してから使用すること。
- (3) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲に可燃物品を置かないこと。
- (4) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具を使用した後は、必ず点検し、安全を確認すること。
- (5) 喫煙に当たっては、必ず灰皿等の喫煙容器のある場所において喫煙することとし、喫煙禁止場所となっている部分では喫煙しないこと。

### 3 避難経路図

防火担当者は、来場者の安全を確保するため、会場外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（「●●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】参照）を作成し、催しの関係者、露店等の関係者に周知するとともに、会場内の来場者が見やすい場所に掲出するものとする。

### 4 火災等発生時の連絡体制

防火担当者は、火災等が発生した時の連絡先の一覧を作成するとともに、催しの関

係者、露店等の関係者に周知するものとする。

⇒ 火災等発生時の連絡先一覧は、「自衛消防隊の編成及び各班の任務」【別表】参照

## 第5 放火防止対策

防火担当者及び露店等の関係者は、以下の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 催し会場の広場、通路、休憩所、トイレ、露店等の可燃物の整理整頓又は除去を行う。
- (2) 不審な行動をとっていると認められる者に対する呼びかけ、監視等を行う。
- (3) 催し関係者、露店等の関係者が誰なのかを明確にする。
- (4) 死角となる場所等の不定期巡回体制を確立する。

## 第6 火災発生時における自衛消防体制

火災発生時における自衛消防体制については、【別表】参照

## 第7 自衛消防の活動等

### 1 自衛消防隊の設置

- (1) 火災等の災害発生時において被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を設置する。  
⇒ 自衛消防隊の編成及び各班の任務については、【別表】参照
- (2) 自衛消防隊本部（以下「本部」という。）を●●●●に設置する。
- (3) 自衛消防隊には、隊長、副隊長を置く。
- (4) 自衛消防隊長等の指定は、以下のとおりとする。
  - ア 自衛消防隊長は、●●●●とする。
  - イ 自衛消防副隊長は、防火担当者が当たり、自衛消防隊長を補佐する。
  - ウ その他の自衛消防隊員は、自衛消防隊長が指定する。
- (4) 自衛消防隊の編成は、【別表】のとおりとする。

### 2 自衛消防隊長の任務等

- (1) 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震等の災害に係る自衛消防活動及び訓練を実施する場合は、その指揮、命令、監督等の一切の権限を有する。
- (2) 自衛消防副隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう統括し、また、消防との連携を密にしなければならない。
- (3) 自衛消防副隊長は、自衛消防隊長が不在のときには、その任務を代行する。

### 3 自衛消防活動等

自衛消防隊には、指揮班、消火班、通報連絡班、避難誘導班、救護班を置く。各班の活動は、以下のとおりとする。

(1) 指揮班

指揮班は、指揮所の設置、消火、通報及び避難状況の把握、自衛消防隊長の指示、命令の伝達、必要資機材の集結、資料の確保、情報の収集等を行うとともに、消防に協力するものとする。

(2) 消火班

ア 消火班は、消火器等の消火用具を活用して、露店等の関係者と協力して適切な初期消火を行うものとする。

イ 消防隊が現場に到着したときは、出火場所、延焼状況、燃烧している物、危険物品の有無等の情報を提供するものとする。

(3) 通報連絡班

ア 通報連絡班は、火災等の発生場所及び状況を把握し、直ちに消防（119番）に通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講じるものとする。

イ 通報連絡班員は、消防隊が到着したときは、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行うものとする。

(4) 避難誘導班

避難誘導班員は、火災等が発生した場合、以下により避難誘導にあたるものとする。

ア 携帯用拡声器、懐中電灯（夜間の場合）、ロープ等の必要資機材を携行し、出火場所に直行する。

イ 出火場所付近にいる避難者を優先に避難誘導する。

ウ 負傷者、避難していない者、救助の必要がある者の確認を行い、本部に報告する。

エ 必要に応じて、ロープを使用して警戒区域を設定する。

(5) 救護班

ア 救護所は、消防隊の活動等に支障のない安全な場所に設置する。

イ 救護班員は、負傷者等の応急手当を行うとともに、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者等を速やかに病院搬送できるよう適切な対応をとる。

ウ 救護班は、負傷者等の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、負傷程度などの事項を記録し、現場に到着した救急隊に情報提供するものとする。

## 第8 震災対策

### 1 震災予防措置

防火担当者及び露店等の関係者は、催し開催期間中に地震等の災害の発生を想定した上で、露店等、対象火気器具等の火を使用する器具等の転倒防止措置を施すなど、

地震等による災害を予防するために必要な措置を講じなければならない。

## 2 震災時の活動

### (1) 震災直後の安全措置

地震が発生した場合は、以下に掲げる安全確保に向けた行動をとるものとする。

- ア 地震発生直後は、催し会場内の全ての者が自らの身の安全を守ることを最優先とすること。
- イ 露店等の関係者は、電源の遮断、ガスボンベなどの燃料の遮断等を行うなど、火の元の始末を行うこと。
- ウ 催しに関係する全ての者は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無を確認し、負傷者等が発生した場合は、自衛消防隊長に報告すること。
- エ 自衛消防隊長は、催し会場内の情報を把握するとともに、二次災害等を防止するため、通報連絡班員に以下の内容の放送をさせること。
  - (ア) 落下物からの身体防護の指示
  - (イ) ガラスの破片など床面等の散在物による負傷防止の指示
- オ 地震動が終息した後においても、各種設備・器具、露店等で使用している対象火気器具等は、安全が確認されるまで使用しないこと。

### (2) 震災直後の安全措置実施後の活動

自衛消防隊長及び防火担当者は、(1) 震災直後の安全措置を実施後、以下に掲げる活動を行うものとする。

- ア 大規模な地震の場合には、自衛消防隊員を集合させて催し会場内の情報を収集するとともに、防火担当者は催し会場内の被害状況を把握し、必要な指揮統制を行うこと。
- イ テレビ、ラジオなどの報道機関を通じて地震に関する情報の収集に努めるとともに、催し会場内の状況を把握すること。
- ウ 自衛消防隊長は、火災、ガス漏れなどの発生及び負傷者の有無等の状況を把握するとともに、自衛消防隊員に対して適切な指示をすること。

### (3) 救出活動

- ア 逃げ遅れた者を確認した自衛消防隊長は、直ちに自衛消防隊員等の中から救助要員を指定し、催し会場内の逃げ遅れ者確認及び救出にあたるものとする。
- イ 救助要員は、逃げ遅れ者が倒壊物等の下敷きになるなどして自力脱出できない場合には、自衛消防隊の保有する資機材を活用して救助に全力を傾注するものとする。
- ウ 救助要員は、逃げ遅れ者を救出したときは、直ちに応急救護所に搬送するものとする。

### (4) 応急救護

- ア 救護班員は、安全な場所に応急救護所を設置するとともに、負傷者の救護にあたること。
- イ 防火担当者は、必要に応じ医療機関及び消防機関との連携を図ること。

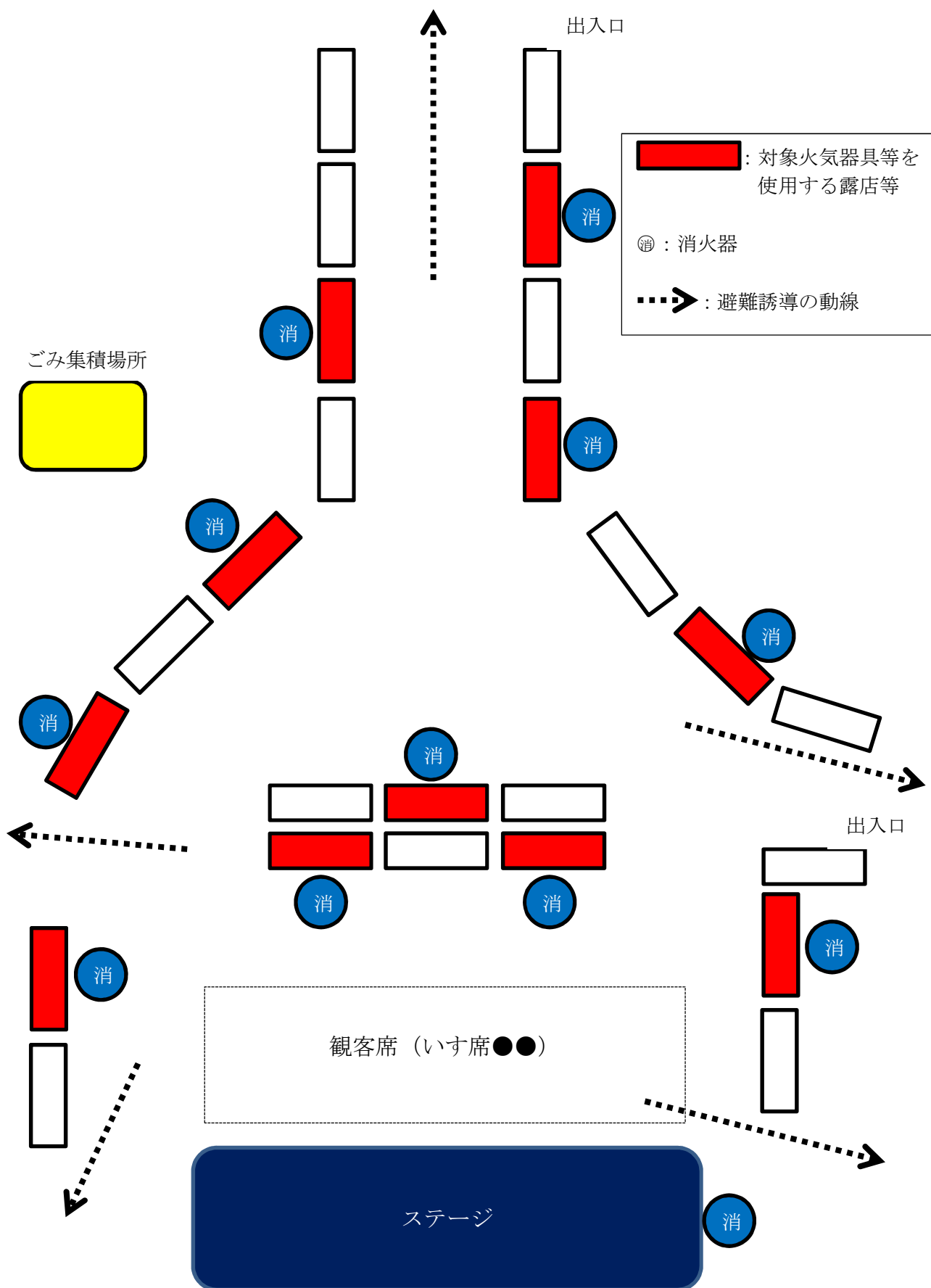
## 第9 対象火気器具等を使用する露店等に関する情報

対象火気器具等を使用する露店等に関する情報は、以下のとおりである。

開設場所	「●●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】のとおり。
開設店数	本催しに出店する露店等（露店等の合計数） ●●店 （1）対象火気器具等を使用する露店等 ●●店 （2）上記以外の露店等 ●●店
消火器の設置本数	●●本
使用燃料	<input type="checkbox"/> 液体 <input type="checkbox"/> 個体 <input type="checkbox"/> 気体 <input type="checkbox"/> その他（電気等）



●●●露店等配置・避難誘導経路図



対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票

		年 月 日
点検実施者 氏名		
下記のとおり、対象火気器具等の使用及び露店等の開設に伴い、防火安全の自己点検を行いました。		
記		
点 検 内 容		チェック欄
1	コンロ・グリドル・ストーブなどを使用中に火災が発生したが、消火器がない、又はどこに消火器が置いてあるのかわからず、迅速な初期消火ができず、露店等が全焼し、来場者が死傷するかもしれない。	
	使用期限の経過していない消火器を準備する。	<input type="checkbox"/>
	準備した消火器がどこに置いてあるのか、露店等の関係者全員で確認する。	<input type="checkbox"/>
	露店等の関係者全員で、消火器の使用方法を確認する。	<input type="checkbox"/>
2	ガスボンベとゴムホースの接続不良やホースのひび割れがあり、そこからガスが漏れ出し、引火又は爆発するかもしれない。	
	ゴムホースの長さは2m以内とし、接続部分をホースバンド等で締め付ける。	<input type="checkbox"/>
	使用前に、ゴムホースにひび割れ等の劣化がないか点検する。	<input type="checkbox"/>
	ホースの継ぎ足し、三方継手により二又分岐させない。	<input type="checkbox"/>
3	業務中にガスボンベにぶつかる、又は強風や地震によりボンベが転倒し、来場者がけがをしたり、ガスが漏れ出すことにより引火又は爆発するかもしれない。	
	ガスボンベは、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。	<input type="checkbox"/>
	ガスボンベは、転倒しないよう鎖等で固定する。	<input type="checkbox"/>
4	調理中に火のついた物や炭火がコンロや火鉢の下に落ちる、又は炭の残り火が他の物に引火して、火災が発生するかもしれない。	
	コンロや火鉢の下には、不燃材料のものを敷く。	<input type="checkbox"/>
	炭の残り火は、水をかけて完全に消火し、紙くず等と分別して処理する。	<input type="checkbox"/>
5	たばこの吸い殻を他のごみと同じゴミ箱に処分する、又は溜まった灰皿に消したつもの吸い殻を入れたことにより、火災が発生するかもしれない。	
	灰皿には水を入れ、吸い殻は他のごみと分別し、ふたの付いた不燃の容器に入れる。	<input type="checkbox"/>
6	業務中に、整理整頓されていないところやごみ集積場所に放火されるかもしれない。	
	露店等の周囲は、整理整頓しておく。	<input type="checkbox"/>
	ごみは、指定された時間に指定された場所へ出し、放火をされないようにする。	<input type="checkbox"/>
7	火災発生時、頭の中が真っ白になり、初期消火や119番通報、適切な来場者の避難誘導ができないかもしれない。	
	火災発生時に連絡しなければならない場所(消防・催しの主催者等)を確認する。	<input type="checkbox"/>
	火災発生時の来場者の避難誘導要領を確認する。	<input type="checkbox"/>

## 自衛消防隊の編成及び各班の任務

自衛消防隊長 役職名（主催者・会長等）	●● ●●	TEL ●●●●
自衛消防副隊長 役職名（防火担当者等）	●● ●●	TEL ●●●●
※ 事務局	●● ●●	TEL ●●●●

各班の編成		各班の任務
指揮班	班長	●● ●●
	班員	●● ●●
		●● ●●
		●● ●●
消火班	班長	●● ●●
	班員	●● ●●
		●● ●●
		●● ●●
通報連絡班	班長	●● ●●
	班員	●● ●●
		●● ●●
		●● ●●
避難誘導班	班長	●● ●●
	班員	●● ●●
		●● ●●
		●● ●●
救護班	班長	●● ●●
	班員	●● ●●
		●● ●●
		●● ●●

※ 火災、けが人、急病人が発生した場合は、事務局まで連絡すること。